

## 令和6年度第2回 越前市地域公共交通会議

---

### 議 事 次 第

日 時 令和6年 8 月16日(金)  
書面開催

#### 1 協議事項

- (1)路線バス運行に係る自動車車庫の新設について
- (2)南越線経路変更について

# 協議事項（１）

## 路線バス運行に係る自動車車庫等の新設について

### 1. 事業の目的及び概要

労働時間の改善（回送時間の軽減）のため、かれい崎に自動車車庫と休憩・睡眠のための施設を設置し、労働環境の改善と運転士の体調管理の向上を図る。

### 2. 事業詳細

#### (1) 新たに設置する自動車車庫と休憩・睡眠施設の概要

〔住所〕 福井県丹生郡越前町米ノ第 66 号 18 番地 4

- ・ 自動車車庫の収用能力：86.4 m<sup>2</sup>（図②A 地点）
- ・ 休憩、仮眠及び睡眠のための施設の収容能力：56.37 m<sup>2</sup>（図②B 地点）

#### (2) 営業所（武生越前海岸線）

嶺北営業所

〔住所〕 福井県越前市北府二丁目 6 番 4 号

#### (3) 運行管理体制・整備管理体制

〔運行管理者〕 宮川順次、長田光央

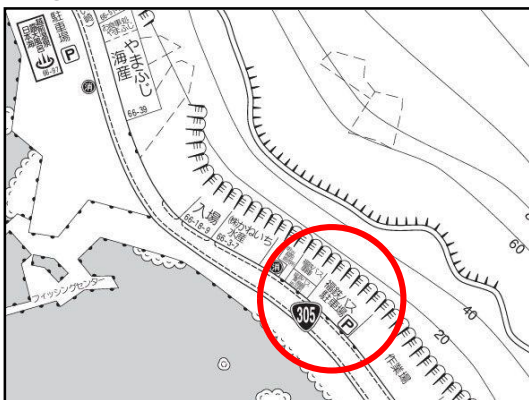
〔整備管理者〕 宮川順次

- ・ 点呼方法については、嶺北営業所で遠隔点呼を実施する。

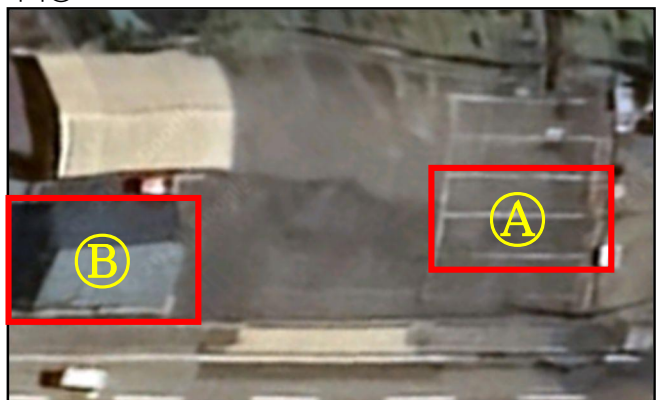
### 3. 実施予定日

令和 6 年 10 月 1 日

図①



図②



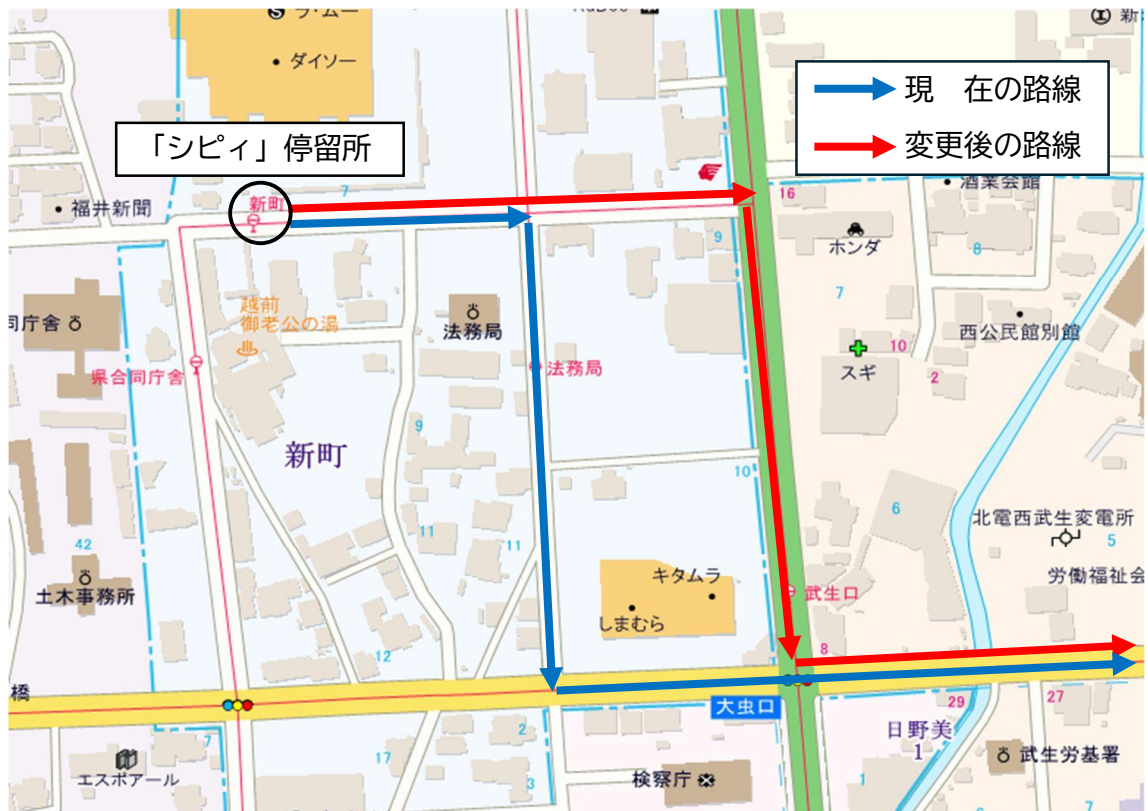
## 協議事項（１）



## 協議事項 (2)

## 南越線経路変更について

- |          |                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 変更内容  | 南越線「シッピー発～和紙の里行き」の運行経路について、「シッピー」停留所を出発直後、信号機の無い交差点を右折しているが、これを危険と判断し、安全路線のため右折はせずに旧国道8号線まで直進し、信号機を利用して右折する（以下地図参照）。 |
| 2. 実施予定日 | 令和6年10月1日                                                                                                            |



## 公 示

### 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成18年9月28日

中部運輸局長 谷山 將

### 記

#### 1 事業経営の許可(法第4条第1項関係)

##### (1) 運行の態様

運行の態様が次の各事項のいずれかとなっていること。

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

##### (2) 事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位(大字・字、町丁目、街区等)とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。(営業区域内の地点と営業区域外の地点との間を運行する形態については、当該地点間を運送の区間とし、当該区間において、原則として旅客の乗降が行われないこと。)
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの(地域公共交通会議又は道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項に規定する協議会(以下「地域公共交通会議



等」という。)で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。)であること。(「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等」の「等」には、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる。)

### (3) 路線定期運行に係る事業計画等

#### ① 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所(営業所、事務所及び出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設をいう。)であって、次の各事項に適合するものであること。

- (イ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの(自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
- (ロ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- (ハ) 事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

#### ② 事業用自動車

- (イ) 申請者が、使用権原を有するものであること。

購入の場合については、購入契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

また、リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。

- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。

ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合(地域の実情に応じ中部運輸局長が必要と認める場合に限る。)には11人未満の乗車定員とすることが

できる。

③ 最低車両数

1 営業所ごとに、最低 5 両の常用車及び 1 両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合（過疎地及びこれらに準ずる地域内の運行のみの場合、事業の管理の受託を併せて行う営業所である場合、定期観光運送のみを行う場合等であって中部運輸局長が地域の実情を勘案し特別に必要があると認める場合をいう。）については、この限りではない。

④ 自動車車庫

（イ）原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で 2 キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

特別の事情があると認められる場合とは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 3 4 0 号）のただし書きにより、営業所との距離が 2 キロメートルを超える車庫を認める場合の基準として以下に定める、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウに該当する場合とする。また、その距離については個別に判断する。

ア 地域協議会又は地域公共交通会議等において、2 キロメートルを超える車庫の必要性について、協議が調っていること。

イ 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。

ウ 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

（ロ）車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が 5 0 センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

（ハ）他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

（二）申請者が、土地、建物について 3 年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 3 年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が 3 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

（ホ）建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

（ヘ）自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号）第 6 条に規定されている調整をいう。）及び清掃のための設備が設けられているこ